

調査項目（案） （都市内分権に関する事項）

2015年10月

（公財）日本都市センター研究室

都市内分権の現状について（論点1）

- 地域機関（支所等）の設置状況・組織体制・所掌事務
 - ・ 地域機関の設置の目的
 - ・ 地域機関の設置単位・規模（小学校区、中学校区、旧市町村区域等）
 - ・ 地域機関の長の職位（部長級・課長級・係長級等）
 - ・ 地域機関の設置部局・職員数
 - ・ 地域機関の所掌事務
 - ・ 裁量的予算の有無
 - ・ 地域における特定目的の行政機関・相談窓口等の設置状況（どのようなものがあるか）
- 地域機関の拡大・縮小・廃止の状況とその誘因
 - ・ 拡大・縮小・廃止の有無（合併直後ないし10年前との比較）
 - ・ 拡大・縮小・廃止の内容（部局・職員数・所掌事務）
（地域自治区・合併特例区の廃止の場合は「協議会」の存続の有無）
 - ・ 拡大・縮小・廃止の理由
- 住民自治拡充の取組み状況
 - ・ 地域に関する計画等の策定状況、策定過程における住民参加の状況
 - ・ 地域住民との協働の状況（協働事業の件数、活動内容）
 - ・ 協働事業提案制度の有無、審査体制（誰が審査しているか）
 - ・ 協議会型住民自治組織の有無・設置時期・法的根拠
 - ・ 協議会型住民自治組織の区域（小学校区、中学校区、旧市町村区域等、地域機関の区域との違い）
 - ・ 協議会型住民自治組織の設置形態（法人格の有無とその種類）
 - ・ 協議会型住民自治組織の財源
 - ・ 協議会型住民自治組織の活動内容
- 地域住民の活動に対する支援の状況
 - ・ 地域担当職員制の導入状況と役割
 - ・ 地域における人材育成の取組み状況
 - ・ 補助金の交付の有無と種類
 - ・ 一括交付金化の取組み状況・効果
 - ・ その他の支援（活動の場の提供等）
 - ・ 住民自治の拡充における地域機関・公民館等の役割

都市内分権におけるガバナンスのあり方（論点2）

- 地域機関と本庁部局との関係
 - ・ 住民自治拡充の取組みに関する権限の所在
（いずれの事務分野において、どの程度の権限が地域機関にあるか）
 - ・ 地域機関と本庁の意見調整の方法
- 都市内分権における議会・議員の役割
 - ・ 地域に関する計画等に対する議会の関与（議決事件か、報告がなされているか等）
 - ・ 地域の課題を議論する場の有無（委員会その他の会議の設置等）
 - ・ 協議会型住民自治組織に対する議員のフォーマルな関与（顧問・構成員としての関与等）
 - ・ 協議会型住民自治組織に対する議員のインフォーマルな関与（地域住民としての参加等）
- 地域における住民の意思反映のあり方
 - ・ 地域機関レベルでの住民参加の取組み状況
 - ・ 協議会型住民自治組織と住民の関係（広く住民に開かれているか、意思決定の方法等）
 - ・ 協議会型住民自治組織の構成員の選出方法
 - ・ 自治体の政策形成過程において、協議会型住民自治組織がどのように関わっているか
（自治体からの諮問、協議会型住民自治組織からの提案、各種計画等の策定過程への参加等）

都市内分権の今後の課題とその解決策の検討（論点3）

- 都市内分権の分類化と現行制度の検証
 - ・ 地域自治区制度の問題点、地域自治区を採用しなかった理由
- 都市内分権の成果と課題
 - ・ 都市内分権の効果（住民活動の活性化、行政経費の削減、迅速な行政対応の実現等）
 - ・ 都市内分権の課題（行政経費の増加、一体的な政策運営の困難性等）
- 都市内分権の今後の方向性
 - ・ 行政の標準化（文書の様式等）の状況
 - ・ 電子自治体化への対応状況